



令和5年（行ウ）第299号、令和5年（ワ）第17364号

若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件

原告 能條桃子 ほか5名

被告 国

答 弁 書

令和5年10月5日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部（送達場所：別紙のとおり）

部 付 荒 木 真希子

部 付 友 延 裕 美

訟 務 官 宮 崎 繁 人

法 務 事 務 官 武 田 湧 也

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

総務省自治行政局選挙部管理課

総 務 事 務 官 棚 橋 邦 晃

総 務 事 務 官 小 堀 陽 平

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 本件訴えのうち、請求の趣旨第1項「原告能條桃子について」及び同第2項「原告久保遼について」における各(1)(主位的請求)、(2)ア(予備的請求①)及び同イ(予備的請求②)に係る部分をいずれも却下する
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する
- 3 訴訟費用は、原告らの負担とする
- 4 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることとの判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 事案の概要

本件は、原告らが、①公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)10条1項が、被選挙権を有する者の年齢を、都道府県知事については年齢満30年以上(同項4号)、都道府県の議会の議員及び市町村の議会の議員については年齢満25年以上(同項3号及び5号。以下、同項4号と併せて「本件各規定」という。)とそれぞれ規定していることが憲法14条1項、15条1項、同条3項、22条1項、44条ただし書、92条及び93条などに違反すると主張し、原告能條桃子及び原告久保遼(以下「原告ら2名」という。)については、公法上の法律関係に関する訴訟(行政事件訴訟法4条の実質的当事者訴訟)として、主位的に、被告(国)に対し、次回「統一地方選挙」における神奈川県知事ないし都留市議会議員の各選挙で被選挙権を行使できる地位にあることの確認(請求の趣旨第1項(1)及び同第2項(1)。以下「本

件地位確認の訴え」という。)を求め、予備的に、原告ら2名が本件各規定で定められた年齢に満たないことを理由に次回「統一地方選挙」における神奈川県知事ないし都留市議会議員の各選挙で被選挙権の行使をさせないことが違法であることの確認(請求の趣旨第1項(2)及び同第2項(2)。以下「本件違法確認の訴え」という。)を求めるとともに、②令和5年4月9日及び同月23日に執行された地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(令和4年法律第84号。以下「本件特例法」という。)を根拠とする統一地方選挙(以下「本件統一地方選挙」という。)に際し、原告能條桃子は神奈川県知事、原告久保遼は都留市議会議員、原告中村涼夏は鹿児島県議会議員、原告中村涼香は船橋市議会議員、原告藤本智子は狛江市議会議員、原告吉住海斗は調布市議会議員の各選挙にそれぞれ立候補しようとしたものの、いずれも本件各規定の定める被選挙権の各年齢要件を満たさず、立候補届が受理されなかったことにつき、国会議員による立法不作為により次回の「統一地方選挙」までの間被選挙権を行使することができず、これにより精神的苦痛を被ったとして、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める(以下「本件国賠請求」という。)事案である。

2 本件地位確認の訴え及び本件違法確認の訴え(上記①)は、被告を国として
いる点で、権利救済の実効性を欠くものといわざるを得ず、確認の利益が認め
られないこと

(1) 衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において、公職
の候補者となろうとする者は、選挙長に対し、文書でその旨を届け出なければ
ならず(公選法86条の4第1項)、その文書には、公職の候補者となる
べき者の氏名、本籍、住所、生年月日等を記載するほか(同条第3項)、公
職の候補者となるべき者の戸籍の謄本又は抄本等を添えなければならないこ
ととされている(同条4項、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号))

89条2項)。

選挙長は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会によって選任される(公選法75条3項)。そして、都道府県の議会の議員又は都道府県知事の選挙については都道府県の選挙管理委員会が管理し、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙については市町村の選挙管理委員会が管理するものとされており(公選法5条)、これらの選挙管理委員会は各普通地方公共団体に置かれる機関である(地方自治法181条1項)。

選挙長は、公職の候補者となろうとする者からの立候補の届出の受理に際し、当該選挙において届出のあった者が公選法86条の8第1項等の規定により当該選挙において公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない者であることを知ったときは、その届出を却下しなければならないとされており、これらの点につき、選挙長に審査権限がある(公選法86条の4第9項)。この審査権は、必要事項の記載の有無や必要な添付書類がそろっているかといった点にのみ及ぶものであり(形式的審査権)、実質的審査権はないと解されている(最高裁昭和28年5月15日第二小法廷判決・民集7巻5号568ページ)。この点、被選挙権年齢を定める公選法10条1項の規定により被選挙権を有しないこととなる者からの届出であることについては、公選法86条の4第9項において却下すべきものとして挙げられていないものの、選挙長が、届出書の生年月日の記載や添付される戸籍謄本等により、明らかに選挙期日において被選挙権を有しないことを知り得る場合は、当該届出を受理すべきではないと解されている(以上につき、黒瀬敏文ほか編著・逐条解説公職選挙法改訂版(中)771及び772ページ)。

- (2) 本件についてみると、原告能條桃子が次回実施される"神奈川県知事選挙に立候補しようとする場合、その届出を受理するか否かについては、神奈川県に置かれた神奈川県選挙管理委員会により選任された選挙長が審査することになり、また、原告久保遼が次回実施される都留市議会議員選挙に立候補しようとする場合、その届出を受理するか否かについては、都留市に置かれた都留市選挙管理委員会により選任された選挙長が審査することになる。このように、原告ら2名の立候補の届出を受理するか受理しないかの審査権限を有するのは上記各選挙長であって、国ないし国の行政機関がこれらを審査する権限を有するものではない。
- (3) 仮に、原告ら2名と被告(国)との関係で原告ら2名がどのような「地位」の有無や違法が確認されたとしても、その既判力は、選挙長あるいはこれを選任した選挙管理委員会の属する普通地方公共団体に及ぶものではないから(行政事件訴訟法7条、民事訴訟法115条1項参照)、本件で、原告が求める確認判決がなされても、原告ら2名の次回の神奈川県知事選挙ないし次回の都留市議会議員選挙への立候補の届出が受理されるという結果に結びつくものではない。他方で、原告ら2名が立候補しようとする公職に係る地方公共団体を被告として同様の請求をすることとすれば、少なくとも国を被告

*1 統一地方選挙(本件特例法1条3項参照)は、公選法等に恒久的な規定があるものではなく、昭和22年以来、4年ごとに統一地方選挙を行うための個別に特例法を制定することにより、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の期日を統一して実施してきたものである。本件統一地方選挙の次に実施される統一地方選挙については、現時点で根拠法令は存在せず、また、次回の神奈川県知事選挙ないし次回の都留市議会議員選挙が、法定の4年の任期満了を待たずに実施される可能性も否定できないところであって、これらが統一地方選挙として実施されることは、何ら確定しているものではない。

とする場合と比べれば、原告ら2名にとって具体的な救済に結びつき得ることは明らかである。

したがって、本件地位確認の訴え及び本件違法確認の訴えは、被告を国としている点で、原告ら2名が意図する具体的な権利救済に何ら資するところがなく、その実効性を欠くというに帰するのであり（端的に言えば、被告の選択を誤ったものであり）、確認の利益を欠くものというしかない。

(4) 以上のとおり、本件地位確認の訴え及び本件違法確認の訴えは、確認の利益を欠くものであって不適法であり、速やかに却下されるべきである。

第3 請求の原因に対する認否及び被告の主張

追って、準備書面において明らかにする。

以 上

(別紙)

送達場所

住所

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部

行政訟務部門 宮崎宛て

電話 03-5213-1296

-1298

-1397

-1398

-1403

FAX 03-3515-7307